

見 積 書 提出期限		令和7年9月9日		午後 3時		071061		様式2 (表)		収入印紙 契約の相手方 となった者は 貼付を要する																																																	
事業請負見積書 令和 年 月 日 大阪市 契約担当者 大阪市東住吉区長 様 住所又は事業所所在地 商 号 又 は 名 称 氏名又は代表者氏名 印 下記について見積条項に従い、次の金額で見積ります。 なお、関係法令・貴市関係規定および裏面記載の契約条項に従い契約を履行します。 <table><tr><td>見積金額</td><td></td><td></td><td></td><td>百万</td><td></td><td></td><td></td><td>千</td><td></td><td></td><td>円</td></tr><tr><td>契約金額</td><td></td><td></td><td></td><td>百万</td><td></td><td></td><td></td><td>千</td><td></td><td></td><td>円</td></tr><tr><td colspan="12">☐ 課税事業者 うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額 円</td></tr><tr><td colspan="12">☐ 免税事業者</td></tr></table> 契約金額は、見積金額に当該金額の100分の10を上積みした額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）です。 なお、契約相手方となった場合には、商号、所在地及び契約金額等を公表することがあります。 記												見積金額				百万				千			円	契約金額				百万				千			円	☐ 課税事業者 うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額 円												☐ 免税事業者											
見積金額				百万				千			円																																																
契約金額				百万				千			円																																																
☐ 課税事業者 うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額 円																																																											
☐ 免税事業者																																																											
事 業 名 称		「東住吉区人権啓発タブロイド紙」全戸配布業務委託（概算契約）																																																									
履 行 期 限		令和8年1月16日				履 行 場 所		本市指定場所																																																			
履 行 方 法		別紙仕様書のとおり				そ の 他																																																					
明 細 書	名 称				形 状・寸 法・摘 要				数 量																																																		
	別紙のとおり																																																										
(見積条項) 裏面のとおり																																																											
本書のとおり契約を締結する。 1 契約方法 随意契約 地方自治法施行令 第167条の2第1項第 号 2 契約保証金 ☐ 契約金額の5/100以上 (金 円) ☐ 履行保証保険 ☐ 免除						支 出 科 目	年度		会計																																																		
							款																																																				
							項																																																				
							目																																																				
							節																																																				
用途																																																											
摘要																																																											
決 裁	局長		部長		課長		課長代理		係長		係員																																																
起案						令和		・		・																																																	
決裁						令和		・		・																																																	
大東住						契第		号																																																			

見積条項

- 1 見積書は、その提出した見積書の書換、引換または撤回をすることができない。
- 2 価格決定に当たっては、見積書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額（加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって決定価格とするので、消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。
- 3 大阪市契約規則第28条第1項各号の1に該当する見積は無効とする。
- 4 合計金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てること。
- 5 個人は本人、法人は代表者又はそれぞれの委任状を提出し、確認を受けた代理人が記名押印すること。

契約条項

（検査の時期）

- 1 大阪市（以下「発注者」という。）は、請負人（以下「受注者」という。）から給付の完了の通知を受けた日から工事については14日、その他の給付については10日以内に検査を行う。

（契約代金の支払い時期）

- 2 発注者は、受注者から適法な支払い請求を受けた日から工事については40日、その他の給付については30日以内に契約代金を支払う。
（受注者の履行遅延の場合における損害金）
- 3 受注者の責めに帰する理由により契約の履行を遅延した場合は、受注者は、大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号）第56条の規定による延滞違約金を発注者に支払う。
（発注者の契約代金支払いの遅延の場合における損害金）
- 4 発注者の責めに帰する理由により契約代金の支払いを遅延した場合は、発注者は、遅延日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息を受注者に支払う。
（契約保証金の帰属等）
- 5 受注者の責めに帰する理由による履行遅延その他契約の不履行の場合においては、契約保証金を次のとおり処分する。
（1）大阪市契約規則第38条の規定による。
（2）大阪市契約規則第61条の規定により契約を解除したときは、契約保証金は、発注者に帰属する。
（契約に関する紛争の解決方法）
- 6 本契約に関し紛争が生じた場合は、大阪市契約規則及び大阪市会計規則によることとし、万一、解決に至らないときは、発注者と受注者とが協議のうえ定める第三者に仲裁を依頼する。
なお、この仲裁のために要した費用は、発注者と受注者とが平等に負担する。

暴力団等の排除に関する特記事項

1 暴力団等の排除について

- （1）発注者は、大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号。以下「条例」という。）第8条第1項第6号に基づき、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）が条例第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められた場合には、この契約を解除する。
- （2）発注者は、条例第8条第1項第7号に基づき、条例第7条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、受注者に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、受注者が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否した場合には、この契約を解除する。
- （3）受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
- （4）受注者は、下請負人等に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。
また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。
- （5）第1号及び第2号の規定により契約が解除された場合においては、受注者は、契約金額の100分の20に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- （6）受注者及び下請負人等は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第9条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。
また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
- （7）受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第12条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
- （8）受注者は第6号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- （9）発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。

ただし、発注者が必要でない判断した場合はこの限りでない。

仕 様 書

1 業務名称

「東住吉区人権啓発タブロイド紙」全戸配布業務委託（概算契約）

2 業務概要

本業務委託は、次の配布物を東住吉区内の世帯・全事業所へ配布する業務である。

3 配布物

「東住吉区人権啓発タブロイド紙」（以下、「人権タブロイド紙」という。）

規格：タブロイド判（D判）（一枚ものを二つ折りにしたもの）

※1面のサイズは、縦 406mm×横 272mm とする。

4 履行期間（契約期間）

契約締結日～令和 8 年 1 月 16 日

（※配布期間は令和 7 年 12 月 1 日～令和 7 年 12 月 26 日までの間）

5 配布物引き渡し

受注者が指定する場所（1～2 か所）とし、別途契約する東住吉区人権啓発タブロイド紙「ぼかぼか」作成・印刷等業務委託業者から令和 7 年 11 月 14 日までに納品する。

6 事前打合せ

受注者は、業者決定後速やかに、次の事項について事前に打合せを行う。

- ①配布スケジュール
- ②配布方法
- ③配布における注意すべき事項
- ④配布員に対する研修
- ⑤その他発注者が必要と認める事項

7 配布区域

東住吉区内における有人の世帯及び事業所すべて

8 配布予定部数

「人権タブロイド紙」 74,000 部（概数）

9 配布期間

令和7年12月1日～令和7年12月26日までの間

原則として、午前5時から午後8時までとする。

配布期間には、いわゆる厳寒期を含むことから、一般的に想定される季節的な要因については、受注者において配布員の健康や安全を損ねることのないよう十分な対策をとることにより対応することとし、そのような条件を想定した配布体制とすること。

10 事前研修の実施

- （1）受注者は、本業務の実施前までに、配布漏れ等トラブルを発生させないよう配布マニュアル及び緊急時対応マニュアルを作成すること。
- （2）当該マニュアルを用いた配布員に対する研修を実施すること。
- （3）配布員に変更があった場合についても都度研修を実施すること。

11 配布方法

- （1）「人権タブロイド紙」は原則として1世帯又は1事業所ごとに1部とする。表札の有無に関係なく配布すること。ただし、表札又はポストが複数ある場合、二世帯住宅等の申し出があった場合は、その数を配布すること。
- （2）ポストまで配布すること。集合住宅については、集合ポストに配布し、集合ポストが設置されていない場合はドアポストに配布すること。
ただし、郵便物等がたまっているなど、無人であることが明らかなきは、配布しないこと。
- （3）配布の際は配布物の全体がポスト等に収容されるように投函すること。
- （4）雨天時に配布する場合は、配布物が雨に濡れないよう細心の注意を払うこと。なお、配布物が濡れた場合、又は汚損・破損した場合は必ず新しい配布物を配布すること。
- （5）オートロック等により配布ができない箇所については別途協議する。
- （6）施設等で複数部配布するなど、ポストへの配布が難しい場合は、施設職員等の了解のもとで施設職員等への手渡しも可とする。

12 配布に際しての注意事項

- （1）配布員は、配布時には身分証、配布物を配達していることを示す名札等を着用す

ること。受注者は身分証、名札等を受注者負担で用意すること。

- (2) 配布業務実施時には上記「10 事前研修の実施」に基づき作成した各種マニュアル及び各研修内容を順守すること。
- (3) 集合住宅、寮などで管理人等がいる場合は、事前に配布の旨を伝えて了承を得ること。管理人等から配布拒否の申し出があった場合には、発注者とともに配布物の趣旨を十分説明し、協力を得るように努めること。
- (4) 配布物が破損、汚損しないよう丁寧かつ適切に配布すること。
- (5) 受注者は、必要最小限の配布部数となるよう努めなければならない。
- (6) 配布作業中は、市民に対して常に親切、丁寧な対応に努めること。
- (7) 配布作業中は、盗難等に遭わないよう配布物の管理を徹底し、配布場所等に放置・廃棄等しないこと。
- (8) 受注者は、配布の際に支障やトラブルなどが発生したときは、直ちに発注者に連絡し、発注者の指示に従うこと。
- (9) 受注者は、配布にあたっては配布地域に精通した配布員を充てること。
- (10) 配布先から未配布の連絡があった場合は、すみやかに配布するとともに原因を究明し、発注者へ報告すること。

13 配布漏れ、汚損・破損の対応

- (1) 配布漏れの苦情、問い合わせ等には、直接対応すること。また、迅速に対応できるよう、現場責任者を設けること。
- (2) 配布漏れ等の連絡があった場合は、配布の有無にかかわらず、速やかに配布するとともに、周辺における配布漏れがないことを確認すること。
- (3) 発注者より「配布等対応依頼書」(別紙1)の送付があった場合は、速やかに対応すること。
- (4) 配布漏れ等世帯などに配布する場合は、原則として手渡しで配布すること。
- (5) 上記(2)(3)(4)の対応は、契約期間内に終えること。対応の結果については、発注者に速やかに報告すること。
- (6) 発注者が求めたときは、受注者は、トラブルの対応状況等について、受付日時・受付内容・経過・対応結果・再発防止策等を記載した報告書を任意の様式で3開庁日以内に提出すること。

14 提出書類

- (1) 受注者は、この契約の履行に関し、常に発注者との円滑な連絡を維持するため、業務委託契約書第19条の規定に基づき、契約後速やかに「業務責任者通知書」(様式1)を提出しなければならない。また、業務責任者に変更が生じた場合は速やかに「業務責任者変更通知書」(様式2)を提出しなければならない。

- (2) 受注者は、契約後速やかに「業務計画書」(様式3)を提出しなければならない。また、提出した内容に変更が生じるときは、その都度「業務計画書」(様式3)を提出しなければならない。
- (3) 受注者は、業務完了後「業務完了報告書」(様式4)を提出しなければならない。
- (4) 発注者が求めたときは、受注者は配布員用の住宅地図(注意事項等が記載されたもの)等を速やかに提出しなければならない。

15 履行確認(配布実績報告)

受注者は、配付終了後、実配布数や配布漏れ、トラブルなどの処理対応状況、その他業務上知りえた報告すべき事項などについて、契約期限までに報告書(任意様式)を提出しなければならない。その際、「地域別配布数一覧」(別紙2)に町名ごとの配布枚数を記入の上、上記報告書とあわせて提出すること。また、発注者が必要と認めるときは、上記報告とは別に、発注者が指示した内容について、速やかに報告しなければならない。

16 経費の負担

本業務に要する費用の一切は、受注者の負担とする。

17 概算契約

本業務の数量は概算であり、発注者の都合により増減することがある。契約当初は概算数量で契約するが、後日数量を確定する。業務委託料の確定は、「概算契約の内訳明細」(別紙3)の単価に履行期間内の実履行数量を乗じた金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して行う。業務委託料は、本業務の履行確認後に支払う。なお、契約金額については、配布業務に関する一切の経費を含めるものとする。

18 障がいのある人への合理的配慮の提供に関する研修等の実施

受注者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)に基づき、合理的配慮の提供が適切になされるよう、大阪市が定めた「大阪市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を踏まえた、従事者向けの研修等を実施すること。また、「令和7年度 障がいを理由とする差別の解消の推進のための合理的配慮の提供に係る研修実施報告書」(様式5)を研修実施後速やかに発注者に提出すること。

19 服務規律

受注者は、発注者の信用を失墜する行為をしてはならない。

20 その他

- ・ 受注者は、本業務委託に係る配布物に発注者が指定しない物を折り込んだり、同時に配布してはならない。ただし、発注者が認める場合はこの限りではない。
- ・ 配布終了後の残余の配布物は、受注者の負担により発注者が指定する場所に返送すること。ただし、発注者が認めるときはこの限りではない。
- ・ 業務に関わっての事故など、一切の責任は受注者が負担すること。
- ・ 本仕様を変更する場合は、その都度、双方協議のうえ決定する。
- ・ 本業務を通じて知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- ・ 本仕様書に定めのない事項については、その都度、双方協議のうえ定める。
- ・ 本仕様書に疑義があるときは、公募型見積合わせに参加するまでに発注者に確認すること。なお、契約締結後の疑義については、発注者の解釈とする。

21 担当者

東住吉区役所区民企画課

担当：竹村、枅本

大阪市東住吉区東田辺1丁目13番4号

電話番号：06-4399-9970

メー ル：tv0012@city.osaka.lg.jp

TEL06-4399-9970

◆午後の受付分は、可能な限り当日中の配達対応とし、当日中の配達が困難な場合は、翌日の午前中に配達してください。

地域別配布数一覧

町名	丁目	配布枚数
今川	1 丁目	枚
	2 丁目	枚
	3 丁目	枚
	4 丁目	枚
	5 丁目	枚
	6 丁目	枚
	7 丁目	枚
	8 丁目	枚
今林	1 丁目	枚
	2 丁目	枚
	3 丁目	枚
	4 丁目	枚
北田辺	1 丁目	枚
	2 丁目	枚
	3 丁目	枚
	4 丁目	枚
	5 丁目	枚
	6 丁目	枚
杭全	1 丁目	枚
	2 丁目	枚
	3 丁目	枚
	4 丁目	枚
	5 丁目	枚
	6 丁目	枚
	7 丁目	枚
	8 丁目	枚
桑津	1 丁目	枚
	2 丁目	枚
	3 丁目	枚
	4 丁目	枚
	5 丁目	枚
公園南矢田	1 丁目	枚
	2 丁目	枚
	3 丁目	枚
	4 丁目	枚
駒川	1 丁目	枚
	2 丁目	枚
	3 丁目	枚
	4 丁目	枚
	5 丁目	枚
住道矢田	1 丁目	枚
	2 丁目	枚
	3 丁目	枚
	4 丁目	枚
	5 丁目	枚
	6 丁目	枚
	7 丁目	枚
	8 丁目	枚
	9 丁目	枚
鷹合	1 丁目	枚
	2 丁目	枚
	3 丁目	枚
	4 丁目	枚

町名	丁目	配布枚数
田辺	1 丁目	枚
	2 丁目	枚
	3 丁目	枚
	4 丁目	枚
	5 丁目	枚
	6 丁目	枚
照ヶ丘矢田	1 丁目	枚
	2 丁目	枚
	3 丁目	枚
	4 丁目	枚
長居公園		枚
中野	1 丁目	枚
	2 丁目	枚
	3 丁目	枚
	4 丁目	枚
西今川	1 丁目	枚
	2 丁目	枚
	3 丁目	枚
	4 丁目	枚
針中野	1 丁目	枚
	2 丁目	枚
	3 丁目	枚
	4 丁目	枚
東田辺	1 丁目	枚
	2 丁目	枚
	3 丁目	枚
南田辺	1 丁目	枚
	2 丁目	枚
	3 丁目	枚
	4 丁目	枚
	5 丁目	枚
矢田	1 丁目	枚
	2 丁目	枚
	3 丁目	枚
	4 丁目	枚
	5 丁目	枚
	6 丁目	枚
山坂	1 丁目	枚
	2 丁目	枚
	3 丁目	枚
	4 丁目	枚
	5 丁目	枚
湯里	1 丁目	枚
	2 丁目	枚
	3 丁目	枚
	4 丁目	枚
	5 丁目	枚
	6 丁目	枚
合計		枚

概算契約の内訳明細

種別	数量 (※)	1戸あたり単価 (円)	合計 (円) (1戸あたり単価×配布個 数) (※)
人権タブロイド紙	74,000 部		
業務委託料総額 (税抜)			
消費税及び地方消費税相当額			
業務委託料総額 (税込)			

※ 数量及び金額は概算であり、発注者の都合により増減することがある。

※ 種別ごとの金額は、数量に単価を乗じて算出すること。なお、この金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。

業務責任者通知書

令和 年 月 日

東住吉区長

受注者 住所又は
事務所所在地

名称又は商号

氏名又
代表者名

次のとおり定めましたので通知します。

記

1 業務名称：「東住吉区人権啓発タブロイド紙」全戸配布業務委託（概算契約）

2 業務責任者名：

3 業務責任者連絡先：
（常時、連絡がとれる連絡先を記載すること。）

業務責任者変更通知書

令和 年 月 日

東住吉区長

受注者 住所又は
事務所所在地

名称又は商号

氏名又
代表者名

次のとおり変更しましたので通知します。

記

- 1 業務名称：「東住吉区人権啓発タブロイド紙」全戸配布業務委託（概算契約）
- 2 新責任者氏名：
- 3 旧責任者氏名：
- 4 業務責任者連絡先：
（常時、連絡がとれる連絡先を記載すること。）
- 5 理由：

業務計画書

令和 年 月 日

東住吉区長

受注者 住所又は
事務所所在地

名称又は商号

氏名又
代表者名

「『東住吉区人権啓発タブロイド紙』全戸配布業務委託（概算契約）」について、次のとおり業務計画書を提出します。

記

業務計画書

（記載する内容）

- ・ 実施体制組織図
- ・ 実施計画
- ・ 配布員配置人数計画
- ・ 配布エリア地区割図
- ・ その他必要事項

（添付書類）

- ・ 配布マニュアル、緊急時対応マニュアル

業務完了報告書

令和 年 月 日

東住吉区長

受注者 住所又は
事務所所在地

名称又は商号

氏名又
代表者名

次のとおり完了しましたので報告します。

記

1 業 務 名 称：「東住吉区人権啓発タブロイド紙」全戸配布業務委託（概算契約）

2 契約年月日：令和 年 月 日

3 履 行 期 間：令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

4 完了年月日：令和 年 月 日

令和 年度 障がいを理由とする差別の解消の推進
のための合理的配慮の提供に係る研修実施報告書

令和 年 月 日

東住吉区長

受注者 住所又は
事務所所在地

名称又は商号

氏名又
代表者名

次のとおり実施しましたので報告します。

記

1 研修内容

月 日	講師・研修方法等	時間 (分)	対象(受講人数)

グリーン配送に係る特記仕様書

- 1 本契約に基づき物品等を大阪市に納入する際には、車種規制非適合車以外の自動車である、大阪市グリーン配送適合車（以下「グリーン配送適合車」という。）を使用しなければならない。

注 「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車 NO_x・PM 法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

なお、物品配送業務を他人に委託するときは、受託人の使用する自動車についてグリーン配送適合車の使用を求めること。

- 2 本契約締結後速やかに、本市が別途定める様式により、物品配送業務に使用する自動車がグリーン配送適合車である旨の届出を環境局環境管理部環境規制課あて行うこと。
ただし、既に本市に届出済みの自動車を使用する場合又は次の各号に定める自動車を使用する場合はこの限りではない。
 - (1) 大阪府グリーン配送実施要綱に基づく大阪府グリーン配送適合車
 - (2) 神戸市グリーン配送ガイドラインに基づく神戸市グリーン配送適合車
- 3 本市に届出済みのグリーン配送適合車に、グリーン配送適合ステッカーを貼付すること。
- 4 物品等を納入した際に、本市職員が確認のため「グリーン配送適合車届出済証」等の提示を求めた場合には、協力すること。

大阪市グリーン配送に関する問合せ

大阪市環境局環境管理部環境規制課
自動車排ガス対策グループ
電 話：06-6615-7965

暴力団等の排除に関する特記仕様書

1 暴力団等の排除について

- (1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
- (2) 受注者は、条例第 7 条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。
また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。
- (3) 受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第 9 条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。
また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
- (4) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第 12 条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
- (5) 受注者は第 3 号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- (6) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

特記仕様書

発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の東住吉区役所総務課（連絡先：０６－４３９９－９６２５）に報告しなければならない。

公正な職務の執行の確保に関する特記仕様書

（条例の遵守）

第1条 受注者および受注者の役職員は、本契約に係る業務（以下「当該業務」という。）の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

（公益通報等の報告）

第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（東住吉区役所総務課）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（東住吉区役所総務課）へ報告しなければならない。

（調査の協力）

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

（公益通報に係る情報の取扱い）

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（発注者の解除権）

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.0 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと
- 文章生成 AI 以外の画像・動画・音声などの生成 AI の利用は禁止する
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、原則として、加筆・修正のうえ使用すること
なお、生成・出力内容の正確性等を確認したうえで、加筆・修正を加えずに資料等として利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえ、利用すること
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること

再委託に関する特記事項

1 本委託業務における「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

(1) 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

(2) 「東住吉区人権啓発タブロイド紙」全戸配布業務委託にかかる業務全般

2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

3 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

4 受注者は、第3項の規定により再委託した業務の一部を再委託先事業者又は再委託先事業者からさらに委託を受ける者等（以下「再委託先等」という）から発注者及び再委託先等以外の第三者に委託（以下「再々委託等」という）するにあたっては、業務の履行体制について書面により発注者の確認を受けなければならない。

5 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを越えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

6 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を特記事項第3項及び第4項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。